

受益者負担の適正化に向けた取組について

【基本的な考え方】

○受益者負担の原則

サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を図る。

○算定方法の確立

算定根拠を明確にするため、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、トータルコストの検証及び類似施設間の調整による統一した算定を行う。

○利用しやすく分かりやすい料金体系

原則として、時間帯や曜日、冷暖房使用にかかわらず同一の1時間当たり料金とする。

【改定時期】

平成28年および平成29年の2年で改定を行う。

平成28年：直営施設、指定管理施設のうち非公募施設および外郭団体が指定管理者である施設
(コミュニティセンターなどの貸館施設・体育施設等)

平成29年：指定管理施設のうち公募施設

(温泉施設・温水プール・フィットネスセンター等)

※指定管理者施設については、指定管理者との協議の上取り組む。

※改修の予定がある施設については、計画等を考慮しながら実施する。

【改定案の概要】

○貸館施設

- ・コミュニティセンターの算出額を基本に、面積区分ごとの設定とし、コミュニティセンターに類似した貸館施設の使用料を調整することにより、貸館施設の利用促進を図る。
- ・午前、午後等の料金区分を1時間当たりの料金設定にすることにより、短時間利用時の負担軽減を図るとともに、効率的な施設利用を促進する。
- ・調理室および陶芸室については設備利用を考慮し、追加料金を設定する。

コミュニティセンター

(円単位)

区 分	現行料金 (1時間換算)
会議室 (～50 m ²)	166
会議室 (51 m ² ～)	194
調理室	222
ホール (～300 m ²)	334
ホール (301 m ² ～)	637
固定席ホール	1,938
冷暖房使用及び入場料徴収時は3割増	

⇒

区 分	算定額	改定案
50 m ² 未満	90	100
50 m ² 以上 100 m ² 未満	200	200
100 m ² 以上 200 m ² 未満	378	300
200 m ² 以上 300 m ² 未満	680	500
300 m ² 以上	1,221	900
固定席ホール	1,737	2,000
調理室利用時は、1時間あたり50円を加算 陶芸窯使用時は、1回あたり200円/kwを加算		

※コミュニティセンターに類似する貸館施設にも適用

○体育施設

- ・ 体育館やテニスコートなど用途ごとに集約し、面数や広さを基準として算出する。
- ・ 体育施設内の会議室、ミーティング室については、コミュニティセンターの改定額に準じる。
- ・ 小中学校の学校開放については、体育施設の算出金額に準じて設定する。
- ・ 夜間照明を使用する施設については、使用電力から算出した料金を別途設定する。

(円単位)

施設		基準	1時間あたり料金		
			現行	算定額	改定案
体育館	競技場	バドミントンコート1面	100	342	150
	卓球場	1台	100	87	100
グラウンド		1面	500	1,051	700
テニスコート		1面	400	198	400
ゲートボール場	屋内	1面	300	351	300
	屋外	1面	200	91	100
武道館		1面	300	384	300

○料金を据え置く（改定しない）施設

- ・ 三国社会福祉センター・・・廃止予定のため
- ・ 三国文化未来館・・・三国地区での施設再編のため
- ・ ハートピア春江・・・利用形態から1時間単位の設定が適さないため、未来館との整合性のため
- ・ 霞ヶ城公園事務所・・・利用が指定管理者の自主事業に限られているため
- ・ 海浜自然公園・・・貸出を青少年健全育成関係に限定しているため
- ・ みくに龍翔館・・・今後展示替えを検討しているため
- ・ 駐車場施設・・・近隣との調整や機器更新、不法駐車対策のため
- ・ 赤坂聖苑・・・代官山斎苑との整合性のため

【市外料金等の加算条件】

従来の条件を承継する

- ・ 市民（市内に居住、勤務又は通学する者）以外の利用者 ⇒ 2倍を上限
- ・ 興業利用の取扱い ⇒ 5倍を上限
- ・ 営利目的利用 ⇒ 2倍を上限

※上記を基本に、個々の施設の実情をふまえて設定

【減免規定の整理】

基本方針の内容

- ・ 政策的で特例的な措置であるため、真にやむを得ないものに限定して適用
- ・ 行政関与度から受益者負担割合を設定し使用料を算出しており、過度の適用は公平性を損なう

利用の形態	割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
② 施設の指定管理者が指定管理者業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
③ 市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	1/2 減額
⑤ 市長又は教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	1/2 減額

※⑤の公益上特に必要であると認めた場合の取扱いについては、これまで減免されていたものも含め、考え方を整理する。

※温浴施設・宿泊施設等については、近隣の類似施設の状況等を勘案し、別途定める。